（文化庁国際課国際文化交流室長）文部科学事務官　中野　潤也
外務事務官（国際協力局気候変動課長）に転任させる
（国際協力局地球規模課題総括課長）外務事務官　飯田　慎一
領事局政策課長に配置換する
（領事局政策課長）同　田島　浩志
経済局政策課長に配置換する
（国際協力局気候変動課長）同　田村　政美
国際協力局地球規模課題総括課長に配置換する
（国際協力局地球規模課題総括課専門機関室長）同　橋場　健
国際情報統括官付国際情報官（第一国際情報官室担当）に昇任させる
（経済局国際貿易課サービス貿易室長）同　股野　元貞
経済局国際貿易課長に昇任させる
（経済局政策課長）同　赤松　秀一
在インドネシア日本国大使館参事官に転任させる
（経済局国際貿易課長）同　桑名　良輔
在ジュネーブ国際機関日本政府代表部参事官に転任させる
（国際情報統括官付国際情報官（第一国際情報官室担当））同　大隅　洋
在英国日本国大使館参事官に転任させる
（大臣官房）同　兒玉　良則
在アレーシア日本国大使館参事官に転任させる
（大臣官房審議官兼国際協力局）同　福島　章
内閣府に出向させる（以上七月二十二日）
（大臣官房審議官兼総合外交政策局軍縮不拡散・科学部）外務事務官　廣瀬　行成
防衛省に出向させる
（大臣官房審議官兼経済局）同　五嶋　賢二
経済産業省に出向させる
（東北防衛局長）防衛事務官　中村　吉利
外務事務官（大臣官房審議官）に採用する
総合外交政策局軍縮不拡散・科学部に併任する
（大臣官房付）経済産業事務官　佐藤　達夫
外務事務官（大臣官房審議官）に転任させる
アジア大洋州局南部アジア部に併任する
経済局に併任する（以上七月二十五日）
（在ウィーン国際機関日本政府代表部参事官（公使））外務事務官　濵田　英彦
経済協力開発機構日本政府代表部参事官に配置換する
経済協力開発機構日本政府代表部在勤特命全権大使を補佐し経済協力開発機構日本政府代表部に在勤する期間公使の名称を与える
（在サウジアラビア日本国大使館参事官（同））同　森野　泰成
在アフガニスタン日本国大使館参事官に配置換する
アフガニスタン国駐箚特命全権大使を補佐しアフガニスタン国に在勤する期間公使の名称を与える
（以上七月二十七日）
外務事務官（在ベトナム日本国大使館参事官）に採用する（七月二十八日）　柳　淳
特命全権大使
ボツワナ国駐箚を命ずる　尾西　雅博
同
スーダン国駐箚を命ずる　伊藤　秀樹
同
ベルギー国駐箚を命ずる　石井　正文
同
欧州連合日本政府代表部在勤を命ずる　片上　慶一
同
東ティモール国駐箚を命ずる（以上七月二十九日）　山本　栄二
（在青島日本国総領事館総領事）
外務事務官　平木場弘人
辞職を承認する
（貿易経済協力局貿易審査部貿易審査課長）経済産業事務官　一方井克哉
外務事務官（大臣官房）に転任させる
辞職を承認する（以上七月三十一日）

農林水産省

（文部科学省大臣官房審議官）
文部科学事務官　永山　賀久
農林水産事務官（大臣官房審議官）に転任させる
消費・安全局に併任する
（文部科学省研究振興局参事官）
同　前田　豊
農林水産事務官（生産局農産部農業環境対策課長）に転任させる
（生産局農産部農業環境対策課長）農林水産技官　近藤　秀樹
生産局付に配置換する（以上七月二十五日）
（大臣官房付）農林水産事務官　仙台　光仁
大臣官房参事官に昇任させる
（大臣官房参事官）同　倉重　泰彦
内閣官房に出向させる（以上七月二十九日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、七月二十九日午後六時四十五分御出門、第八十五回都市対抗野球大会（決勝戦）を御覧のため、東京ドーム（文京区）へ行幸啓、同八時五十八分還幸啓になった。

御弔電

天皇陛下は、グルジア国元大統領エドゥアルド・シェワルナゼ逝去につき、八月一日同国大統領閣下へ御弔電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

総務省防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項の規定に基づき、総務省防災業務計画（平成13年総務省訓令第42号）を修正したので、同条第2項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成26年8月5日　総務大臣　新藤　義孝

総務省防災業務計画の修正要旨

一　修正の目的　東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成25年法律第87号）の施行に伴う所要の修正等を行うため。

二　修正年月日　平成26年7月24日

三　修正の要旨　東南海・南海地震防災対策推進計画を南海トラフ地震防災対策推進計画に修正したこと等。

法務

再審による無罪判決の公示

山本勝史（住居大阪市東住吉区矢田一丁目一八番一三号サンシャイン東住吉B棟四〇二号室、軌道工、昭和四九年七月一六日生）に対して、「平成二五年二月二三日大阪市平野区平野宮町二丁目九番一六号先交差点において、自動車運転上の過失により被害者に傷害を負わせた」との事実につき、略式命令（罰金二〇万円）が確定していたが、再審の結果被告人の行為でないことが明らかとなったから、平成二六年七月三日無罪の言渡しをした。

大阪簡易裁判所

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、岐阜労働局の関係事業主を代表する者中村賢司の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成26年8月5日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の団体であって、岐阜労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成26年8月14日

4　推薦書及び添付書類提出先　岐阜労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

（注）1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。